

# 令和8年度東京学芸大学大学院教育学研究科研究生出願要項 (一般の研究生・10月入学用)

## 1 出願等の概要

- (1) 研究生は、指導教員の指導のもとに、本学大学院教育学研究科において、特定の専門事項について研究するものとする。
- (2) 研究生(この出願要項においては、委託研究生及び外国人研究生を除く。以下同じ。)として出願する者は、出願前に必ず希望する指導教員の面接等を受け、承認を得ることとする。
- (3) 研究生の在学期間は、10月から翌年3月までの6ヶ月間とする。
- (4) 研究生が研究の継続を希望するときは、指定された出願期間内に、在学期間の延長を願い出るものとする。ただし、在学期間の延長は1年以内に限るものとする。
- (5) 研究生は、在学期間満了の際、研究報告書を、指導教員を経て学長に提出しなければならない。
- (6) 研究生の願い出により、研究題目及び研究期間等について、本学所定の証明書を交付する。
- (7) 研究生の検定料、入学料及び授業料は、次のとおりである。

- ① 検定料 9,800円
- ② 入学料 84,600円
- ③ 授業料 29,700円(月額)

※上記金額は改定することがある。

- 【注】1. 検定料は、本学所定の「入学検定料振込依頼書」により、出願期間前までに指定の口座に振り込むこと。銀行等(ゆうちょ銀行は不可)の窓口で振り込み、ATM(現金自動振込機)は利用しないこと。振込み後、返却された「入学検定料納入済票」を願書の所定の欄に貼付する。
2. 入学料および秋学期分(6ヶ月分)の授業料は入学手続期間前までに納入すること。入学料・授業料の納入方法等詳細は、別途通知する。
  3. いったん納入した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。
- (8) 研究生の実験及び実習に要する費用は、研究生の負担とする。
- (9) 研究生が授業の聴講を希望する場合は、指導教員と授業担当教員の承認を必要とする。  
ただし、聴講が認められた場合でも単位として認定されないので注意すること。

## 2 出願資格

- (1) 修士の学位を有する者(見込みの者も含む)
- (2) その他学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条ただし書の規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者

【注】上記(2)の資格による入学を希望する場合は、事前に審査を行う必要がありますので、令和8年6月30日(火)までに大学院課修士課程係に電話(電話番号は次ページ「4」に記載)で申し出てください。

## 3 出願書類等

- (1) 研究生願書(本学所定のもの) 1通
- (2) 研究計画書(本学所定のもの) 1通
- (3) 修了(見込)証明書(最終出身学校のもの) 1通
- (4) 成績証明書(最終出身学校のもの) 1通
- (5) 検定料 9,800円(入学検定料納入済票を願書の所定欄に貼付する。)
- (6) 通知書送付用封筒(定型「長3」の封筒に、出願者の郵便番号・住所・氏名を記入のうえ、速達郵便料として410円分の切手を貼付。) 1通

#### 4 出願方法・期間

令和8年8月17日(月)～8月19日(水)の期間内に、窓口または郵送にて受付します。

・窓口で提出する場合は、東京学芸大学小金井キャンパス内 第2むさしのホール3階大学院課修士課程係窓口までご持参ください。(受付時間:平日8:30～12:00、13:00～16:45)

・郵送する場合は、簡易書留により郵送してください。

※出願期間後に到着した場合でも8月19日以前の発信局消印があるものは受理します。

郵送先 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学 学務部大学院課 修士課程係 [電話:042(329)7704]

#### 【注】

・8月10日(月)から8月14日(金)は大学の一斉休業期間にあたるため、この期間中のお問い合わせには対応いたしかねます。

・出願書類の不足や記入漏れ等が無いよう十分にご注意ください。万一、検定料・出願書類の不備や記入漏れがあった場合には、出願自体を受理できない可能性があります。

#### 5 合否通知等

(1) 出願者には、9月中旬までに合否の結果を通知する。

(2) 合格者には、合格通知書とともに入学手続の案内を送付する。

(3) 9月中旬までに合否の通知が届かない場合は、速やかに上記4に問い合わせること。

#### 6 その他

研究生は、正規の学生ではないので、学割の適用は受けられないので注意すること。